# ☆視覚障がいのある子どもの理解のために

視覚障がいの理解について、基本的な事項について、「教育支援資料」\*1 「就学事務の手引き」\*2に記載されています。その中から、一部参考にしてまとめました。



#### 【視覚障がいとは】

視覚障がいとは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に支障がある状態をいいます。学習では、動作の模倣、文字の読み書き、事物の確認の困難等があります。また、生活では、移動の困難、相手の表情が分からないことからコミュニケーションの困難等があります。

## <主な障がいの分類>

### 視力障がい

視力は、ものの形を見分ける力で、視力 測定では、ランドルト環を指標として用い、 視力の低い状態は、<u>0.1,0.04</u>など のように数値で表す。

# 視野障がい

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右などの各方向が見える範囲である。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄、逆に、周囲は見えるが、中心部だけが見えない場所を中心暗転という。

### 光覚障がい

光覚障がいには、暗順応障がいと明順応障がいがある。前者は、うす暗い光の中で目が慣れるのに著しく時間がかかるもので、夜盲といわれる状態である。後者は、明るい所で目が慣れにくく見えにくい状態で、昼盲という。また、通常の光でもまぶしさを強く感じる現象を選明という。



く中心暗転のあくまでもイメージです。こ



中心部だけが見えない状態の時、「見えにくそうだから、プリントを拡大した」場合には、逆に見えにくいことがあることに注意です。



#### <主な眼疾患>

網膜色素変性症、未熟児網膜症、緑内障、無眼球、先天性白内障、頭部外傷等の後遺症など

- \* 1:「教育支援資料」とは、平成 25 年 10 月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「教育支援資料~障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実~」のことです。
- \* 2:「就学事務の手引き」とは、平成 26 年 4 月福島県教育委員会「特別支援学校にかかわる就学事務の手引き〜早期からの一貫した支援のために〜」のことです。 福島県特別支援教育センター

視覚障がいのある子どもたちが通常の学級や特別支援学級で学 ぶ際に、どんな困難さがあるか、まず把握することが大切です。



#### 【視覚障がいのある子どもたち】

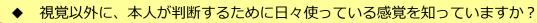
実は、学習で困っていませんか?どれだけ把握していますか?

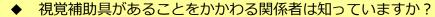
#### ○教育的な観点から

- □ 文字の大きさ、字体、行間などで、学習の進度や理解が変わったり、読みづらそうに困ったりしていることありませんか?
- □ 視覚補助具(弱視レンズ、単眼鏡、拡大読書器等)を活用できずに困っていませんか?
- □ 日常生活における身辺処理などが、遅れがちになり、本人は困っていませんか? (他の児童生徒が待っていれば大丈夫だからと、そのままにしていませんか?)
- □ 書くことについて、本人は困っていませんか?
- □ 特定の場所に行くと、活動がうまく行かないことありませんか? その時、まぶしそうにしたり、ちょっと暗い所では見えにくそうにしたりすることありませんか?

## 【本人の障がいの状態を把握するためのポイントとして】

- ◆ 実は弱視である児童生徒に対して、見えているだろうと思って、学習中に板書をノートに書き写さないなどのことを学習意欲のせいにしていませんか?
- **◆ 本人にどういった学習環境だと勉強しやすいか、聞いたことありますか?** 
  - \*本人は、自分が見えている環境が当たり前だと思っていることもあり、特に困っていないこともあります。そういった場合は、文字の大きさ、行間等の違うパターンを提示し、本人に読みやすいのはどちらかを考えてもらうと良いかも知れません。





\*他に、教育支援資料の視覚障がいにおける「教育上把握する事項」として、医学的な観点、心理学的な観点などを示しています。詳しくは「☆視覚障がいのある子ども理解:補助資料①教育上把握する事項」をご覧ください。

学校での実態把握だけで難しい場合は、積極的にセンター的機能\*3 も活用し、専門的な視点からの助言をもらうことで、その子が最大限 に学ぶことができる学習環境を整えることができます。



\*3:センター的機能とは、学校教育法第74条において、特別支援学校が幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて必要な助言や援助を行うよう努めるものとされています。福島県にある各特別支援学校については、『第1章 I(4)「特別支援学校とは」』をご覧ください。



